

神楽岡保育園 自己評価

(保育所用)

評価日：令和5年 10月 18日

評価者：園長 高橋 佐奈江

◎評価について：5段階評価 5) 十分できている 3) できている 1) 努力が必要

第1 保育所の運営管理

評 価 項 目	評価
職員の職務（役割や責任の範囲など）を明確にしているか。また、職員の共通理解が図られているか。	5
職員の労働環境や意向を把握し、必要に応じて改善する仕組みが構築されているか。	5
職員の福利厚生や健康維持のための取組を行っているか。	5
個人情報の保護に配慮した保育所の運営を行っているか。	5
保育の提供に関する記録を整備しているか。	5
保育の提供等に関する話し合いの場を設けているか。	5
保育所にある各種マニュアルについて、検証・見直しを行っているか。また、職員の共通理解が図られているか。	5
保育所の利用開始（保育の提供）に際し、保護者に重要事項説明書の交付及び説明を行っているか。	5
・実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしているか。	5

第2 保育の内容

評 価 項 目	評価
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『生命の保持』に関する援助を適切に行っているか。	5
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『情緒の安定』に関する援助を適切に行っているか。	5
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『健康』を踏まえた保育を提供しているか。	5
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『人間関係』を踏まえた保育を提供しているか。	5
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『環境』を踏まえた保育を提供しているか。	5
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『言葉』を踏まえた保育を提供しているか。	5
子どもの発達を理解し、保育指針に示す『表現』を踏まえた保育を提供しているか。	5
保育指針に示す『保育に関わる全般的な配慮事項』を踏まえた保育を提供しているか。	5
乳児に対し、保育指針に示す『乳児保育に関わる配慮事項』を踏まえた保育を提供しているか。	5
1～2歳児に対し、保育指針に示す『3歳未満児の保育に関わる配慮事項』を踏まえた保育を提供しているか。	5
3～5歳児に対し、保育指針に示す『3歳以上児の保育に関わる配慮事項』を踏まえた保育を提供しているか。	5
障害のある子どもに対し、保育指針にある『障害のある子どもの保育』を踏まえた保育を提供しているか。	5
子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、就学に向けて、保育指針にある『小学校との連携』を図っているか。	5

第3 保育の計画及び評価

評 価 項 目	評価
保育所の保育理念や子どもの発達過程を踏まえた保育課程を編成しているか。	5
保育課程に基づき、指導計画を作成しているか。	5
保育の提供結果について評価し、指導計画の見直しを行っているか。	5
職員の自己評価を行っているか。また、職員はその目的と意義を理解しているか。	3
保育所の自己評価を行っているか。また、結果を運営に反映させているか。	3

第4－1 健康及び安全（子どもの健康支援）

評価項目	評価
子どもの健康状態、発育及び発達状態を把握しているか。	5
1年に2回子どもの健康診断を行っているか。また、結果を保護者に伝えているか。	5
感染症を予防するための取組を行っているか。また、職員の共通理解が図られているか。	5
感染症発生時の体制や対応方法などを定めているか。	5
保育所において与薬をする場合、与薬に対する対応方法などを定めているか。	5

第4－2 健康及び安全（環境及び衛生管理）

評価項目	評価
子どもが心地よく落ち着いて過ごすことができる環境を整備しているか。	3
衛生管理のための取組を行っているか。また、職員の共通理解が図られているか。	5

第4－3 健康及び安全（事故防止及び安全管理）

評価項目	評価
事故防止や安全管理のための取組を行っているか。	5
事故発生時の体制や対応方法などを定めているか。	5
災害に対する安全確保のための取組を行っているか。	3
災害時の体制や対応方法などを定めているか。	5

第4－4 健康及び安全（食育の推進）

評価項目	評価
子どもが食事を楽しむことができる環境を整えたり、工夫をしているか。	5
子どもの喫食状況を把握し、子どもにふさわしい食生活が展開されるよう、献立や調理を含め、食事について見直しや改善をしているか。	5
食物アレルギーを持つ子どもなどに対して、主治医からの指示や嘱託医からの助言を受け、保護者と連携し適切な対応を行っているか。	5

第5 保護者に対する支援

評価項目	評価
保護者に対して、保育の内容や子どもの様子などを伝える取組を行っているか。	5
保護者との相互理解のための取組を行っているか。	3
虐待などの疑いがある子どもの早期発見のための取組を行っているか。	5
保護者からの相談・意見・苦情解決のための取組を行っているか。	3

第6－1 職員の資質向上（所長の責務）

評価項目	評価
所長自身が保育所の運営に必要な法令等を理解するための取組を行っているか。	3
保育所の運営に必要な関係機関や連絡方法などを把握し、職員への周知を行っているか。	5
職員が保育所の運営に必要な法令等を理解するための機会を設けているか。	5
事業の改善に向けた取組に指導力を発揮しているか。	3

第6－2 職員の資質向上（職員の研修等）

評価項目	評価
職員の知識や技術の習得といった資質向上に関する基本姿勢を明示しているか。	3
職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されているか。	5
定期的に研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映しているか。	3